

官報

号外

平成二十三年八月四日

○第百七十七回国会 衆議院会議録 第三十七号

平成二十三年八月四日(木曜日)

議事日程 第二十六号

平成二十三年八月四日

午後一時開議

第一 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(第百七十四回国会、内閣提出)(参議院送付)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(第百七十四回国会、内閣提出)(参議院送付)

午後一時三分開議

○議長(横路孝弘君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(横路孝弘君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

石関貴史君及び柴橋正直君から、八月十三日から三十一日まで十九日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、いずれも許可することに決まりました。

日程第一 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(第百七十四回国会、内閣提出)(参議院送付)

○議長(横路孝弘君) 日程第一、国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援

するための国民年金法等の一部を改正する法律案(第百七十四回国会、内閣提出)(参議院送付)

するのための国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長牧義夫君。

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔牧義夫君登壇〕

○牧義夫君 ただいま議題となりました国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国民の高齢期における所得の確保を支援するため、三年間の時限措置として、納期限から十年以内であれば徴収時効の過ぎた国民年金保険料の納付を可能とするとともに、確定拠出年金の企業型年金加入者がみずから掛金を拠出できる仕組みの導入など企業年金制度等の改善の措置等を講じようとするものであります。

本案は、前国会、本院において修正議決され、参議院において継続審査となつていたもので、去る七月二十九日、参議院において施行期日を修正の上、本院に送付され、同日本委員会に付託され

ました。

本委員会においては、昨日、提案理由の説明を省略した後、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対して附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時六分散会

出席国務大臣

厚生労働大臣 細川 律夫君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る二日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

齒科口腔保健の推進に関する法律

(通知書受領)

一、昨三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

原子力損害賠償支援機構法

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

塩川 鉄也君

浅尾慶一郎君

赤嶺 政賢君

山内 康一君

総務委員

辞任

内山 晃君

大谷 啓君

鈴木 克昌君

藤田 憲彦君

補欠

赤嶺 政賢君

山内 康一君

塩川 鉄也君

浅尾慶一郎君

補欠

金子 健一君

木村たけつか君

森本 哲生君

井戸まさえ君

財務金融委員

辞任

柿沼 正明君

勝又恒一郎君

菅川 洋君

柳田 和己君

磯谷香代子君

吉田 統彦君

藤田 憲彦君

石森 久嗣君

空本 誠喜君

早川久美子君

湯原 俊二君

補欠

磯谷香代子君

早川久美子君

吉田 統彦君

石森 久嗣君

藤田 憲彦君

空本 誠喜君

湯原 俊二君

柳田 和己君

菅川 洋君

勝又恒一郎君

柿沼 正明君

厚生労働委員

辞任

柿沼 未途君

国土交通委員

辞任

江田 憲司君

一、昨三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

橋本 博明君

松岡 広隆君

本村賢太郎君

山崎 誠君

緒方林太郎君

川村秀三郎君

菅川 洋君

谷田川 元君

相原 史乃君

勝又恒一郎君

矢崎 公二君

小室 寿明君

本村賢太郎君

橋本 博明君

網屋 信介君

長尾 敬君

打越あかし君

打越あかし君

文部科学委員

辞任

瑞慶覧長敏君

永岡 桂子君

橘 慶一郎君

川越 孝洋君

稲田 朋美君

厚生労働委員

辞任

青木 愛君

竹田 光明君

江田 憲司君

桑原 功君

水野 智彦君

柿沼 未途君

江田 憲司君

網屋 信介君

近藤 和也君

向山 好一君

川村秀三郎君

皆吉 稻生君

網屋 信介君

石森 久嗣君

空本 誠喜君

室井 秀子君

磯谷香代子君

石森 久嗣君

補欠

川越 孝洋君

橘 慶一郎君

稲田 朋美君

瑞慶覧長敏君

永岡 桂子君

補欠

水野 智彦君

桑原 功君

柿沼 未途君

竹田 光明君

青木 愛君

江田 憲司君

向山 好一君

川村秀三郎君

皆吉 稻生君

近藤 和也君

網屋 信介君

空本 誠喜君

室井 秀子君

磯谷香代子君

石森 久嗣君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

齊藤 鉄夫君	佐藤 茂樹君
佐藤 茂樹君	齊藤 鉄夫君
石原洋三郎君	中屋 大介君
石山 敬貴君	川越 孝洋君
川口 博君	小林 正枝君
郡 和子君	永江 孝子君
近藤 洋介君	磯谷香代子君
高井 美穂君	小原 舞君
富岡 芳忠君	吉田 統彦君
長尾 敬君	勝又恒一郎君
若井 康彦君	平 智之君
西村 康稔君	長島 忠美君
吉泉 秀男君	中島 隆利君
小原 舞君	近藤 和也君
中屋 大介君	高松 和夫君
高松 和夫君	金子 健一君
磯谷香代子君	近藤 洋介君
勝又恒一郎君	長尾 敬君
金子 健一君	石原洋三郎君
川越 孝洋君	石山 敬貴君
小林 正枝君	川口 博君
近藤 和也君	高井 美穂君

(議案付託)

一、去る二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第四九号)

総務委員会 付託

(議案送付)

一、去る二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めるの件

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国の議許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、去る二日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

歯科口腔保健の推進に関する法律案

(議案通知書受領)

一、昨三日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨三日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

原子力損害賠償支援機構法案

(質問書提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

我が国国民が韓国の法的手続きに従って竹島を訪問することに對する外務省の見解に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

児童虐待防止対策に関する質問主意書(木村太郎君提出)

一、昨三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

食育の重要性和栄養教諭の使命に関する質問主意書(木村太郎君提出)

わが国の国会議員が韓国において入国を拒否された事案に関する質問主意書(小野寺五典君提出)

我が国固有の領土である竹島で大韓航空機が示威飛行を行ったことに対する政府の対応に関する再質問主意書(浅野貴博君提出)

(答弁書受領)

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員木村太郎君提出高齢者の災害関連死に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎君提出東日本大震災に係る災害廃棄物処理の進捗状況に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出失閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長に対する検察審査会の議決に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出我が国固有の領土である竹島で大韓航空機が示威飛行を行ったことに対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出液化化被害に対する国の支援に関する質問に対する答弁書

平成二十三年七月二十二日提出
質問 第三四三号

高齢者の災害関連死に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

高齢者の災害関連死に関する質問主意書

全国訪問看護事業協会が五月下旬から六月中旬にかけて実施した調査によると、東日本大震災による被災地の中、被害の大きかった岩手、宮城、福島県の三県において、訪問看護を利用、在宅療養

していた人のうち、過酷な避難生活などによる疲労や持病悪化などによって死亡する「災害関連死」が少なくとも二百二十五人に上り、また報道によると、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で、移動を余儀なくされた三十キロ圏内の特別養護老人ホームと養護老人ホーム計十二施設の入所者八百二十六人のうち、七十七人が事故発生から三ヶ月以内に死亡していたことが分かった。

今後においては国が主導し、避難所や仮設住宅へ訪問看護が徹底して行き渡る態勢を整え、また、移動方法や避難先を迅速に配慮するなど、県外の施設と受け入れなどについて事前調整し、施設間の移動に関して広域的な連携機関を設けることが早急に必要と考える。

従って、次の事項について質問する。
一 これまでの被災地における災害関連死について、国として把握可能な限り、直近の申請数を各県ごとに示されたい。また災害弔慰金について、財政力の弱い各市町村に対してどのように支援していくのか、管内閣の見解如何。

二 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で、移動を余儀なくされた三十キロ圏内の特別養護老人ホームと養護老人ホーム計十二施設における死亡者は、昨年同期と比べ約三倍に上ると聞かすが、どのように分析しているのか、管内閣の見解如何。

三 一と二に関連し、災害関連死された人は高齢者が多く、肺炎、脳梗塞などが死因とされており、いずれも移動による環境変化などに耐えきれず、避難方法の配慮がなされていれば救命できたのではないかとの声もあるが、今後国としてどのように対応していくのか、管内閣の見解如何。

四 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で、移動を余儀なくされた三十キロ圏内の特別養護老人ホームと養護老人ホーム計十二施設などでは、県外の施設と受け入れなどについて事前調整していれば、救えた命はあったと悔やんでいるが、どのように捉えているのか、管内閣の見解如何。

五 一と四に関連し、今後においては国が主導し、避難所や仮設住宅へ訪問看護が徹底して行き渡る態勢を整え、また、移動方法や避難先を迅速に配慮するなど、県外の施設と受け入れなどについて事前調整し、施設間の移動に関して広域的な連携機関を設けることが早急に必要と考えるが、管内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七七第三四三号

平成二十三年八月二日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出高齢者の災害関連死に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員木村太郎君提出高齢者の災害関連死に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「直近の申請数」の意味するところが明らかではないため、これについてお答えすることは困難である。なお、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)の規定に基づき、市町村が東日本大震災により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給した件数については、平成二十三年七月十四日現在、北海道において五件、青森県において十二件、岩手県において七十八件、宮城県において三千二百二十五件、秋田県において四件、山形県において三件、福島県において四百八件、茨城県において二十一件、栃木県において四件、群馬県において一件、千葉県において十九件、東京都において四件、神奈川県において一件、静岡県において三件、大阪府において三件、兵庫県において一件、佐賀県において一件である。

また、災害弔慰金の支給に係る地方自治体の負担については、同法に基づき、災害弔慰金の支給に要する費用の二分の一について国庫負担を行うとともに、それ以外の地方負担分について、地方財政措置を講じているところである。

二について

福島県によると、東京電力株式会社福島第一

原子力発電所から三十キロ圏内には、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームが合計で十四施設存在しているが、これらの施設における死者数については把握していないとのことであり、政府としてお尋ねにお答えすることは困難である。なお、同県によると、東日本大震災の発生から平成二十三年六月末までの間において、これらの施設の入所者のうち、死亡し、若しくは行方不明となり、又はこれらの施設から退所した者等の数は、地震及び津波による直接的な死亡者及び行方不明者を含め、おおよそ百四十名であるとのことである。

三から五までについて
東日本大震災の被災者のうち、介護を必要とする高齢者(以下「要介護高齢者」という。)については、その生命及び安全の確保の観点から、介護施設等へ搬送する場合には、搬送時にできる限り医療関係者による付添いを行うこととし、これが困難である場合には医療機関等との連携体制を確保すること、搬送時ばかりでなく、搬送後も必要な医薬品等が確保されるよう配慮すること、搬送後は、搬送前に受給していたサービスの内容を記載した記録等を確認することにより、要介護高齢者の状態や使用医薬品等の情報を伝達すること等に留意するよう、都道府県を通じ、市町村及びサービス事業者に対して要請しているところである。

また、厚生労働省としては、今後、これまで

の被災地における要介護高齢者の介護施設等への受入れに関する調整及び広域的な連携の状況等を検証しつつ、災害時における要介護高齢者の介護施設等への受入れに関する調整及び広域的な連携の在り方について検討してまいりたい。

平成二十三年七月二十二日提出
質 問 第 三 四 四 号

東日本大震災に係る災害廃棄物処理の進捗状況に関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

東日本大震災に係る災害廃棄物処理の進捗状況に関する質問主意書

平成二十三年三月十一日の東日本大震災の発災から四ヶ月余が経過し、被災地における様々な課題の解決に向けて関係者が努力を継続されており、国会においても必要な立法措置についての審議がなされている。そのなかで、災害廃棄物処理については、仮置き場の確保や自治体への国の概算払いの早期実現などの課題が指摘されてきたところである。ついては、事態の着実な進捗を願う立場から、現状について以下六項目にわたり質問する。

一 仮置き場の確保状況を岩手県・宮城県・福島県の三区分について示されたい。

二 未だ仮置き場を確保できていない自治体について、国としてどのような支援を考えているのか、伺う。

か、伺う。

三 環境省の公表資料に依れば、「居住地近傍にある災害廃棄物」については、福島県の福島第一原発周辺の自治体を除き、八月末までに仮置き場への搬入を完了する見込みとされている。

これは、福島第一原発周辺を除く被災地において、八月末には災害廃棄物の影響が概ね緩和されることを意味するのか、確認する。

四 被災自治体への国の災害廃棄物処理事業費(平成二十三年度第一次補正予算にて三千五百十九億円を計上済み)の概算払いの条件となる災害報告書について、提出済みの市町村数・七月末までに提出予定の市町村数・八月末までに提出予定の市町村数・九月以降ないし未定の市町村数に分けて示されたい。

五 災害廃棄物処理事業費について、これまでに概算払いで執行された金額があれば、示されたい。また、七月末までの支払い見込み額及び八月末までの支払い見込額を示されたい。

六 被災地における災害廃棄物処理をより一層進捗させるために、環境省としてどのように取り組んで行く考えか、伺う。

右質問する。

内閣衆質一七七三四四号
平成二十三年八月二日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橘慶一郎君提出東日本大震災に係る災害廃棄物処理の進捗状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橘慶一郎君提出東日本大震災に係る災害廃棄物処理の進捗状況に関する質問に対する答弁書

一について

現在、岩手県、宮城県及び福島県において、災害廃棄物の仮置場の確保が進められており、いずれの県においても当面の災害廃棄物の搬入には対応できているが、仮置場の更なる確保に努めている地方公共団体もあると承知している。

二について

政府としては、災害廃棄物の仮置場の確保に関し、仮置場の用地を一時的に借り上げる場合の費用を災害等廃棄物処理事業の補助対象としているほか、国有地を提供する等、地方公共団体を積極的に支援してきたところであり、引き続き支援してまいりたい。

三について

お尋ねについては、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物を仮置場へ移動させることにより、当該場所における災害廃棄物による生活環境の保全上の支障が除去されるものと考えている。

四について

環境省が平成二十三年七月末時点で把握している限りにおいては、御指摘の「災害報告書」について、提出済みの市町村数が二十、同年八月末までに提出予定の市町村数が四十一、同年九月以降提出予定又は提出予定が未定の市町村数が百五十九である。

五について

お尋ねの「概算払いで執行された金額」については、平成二十三年七月末時点で、約二百八億円である。また、お尋ねの「八月末までの支払い見込額」については、今後の「災害報告書」の提出の状況にもよるが、同年八月末までにおおむね二十億円程度の概算払の手續を終えたいと考えている。

六について

環境省においては、例えば、被災地の地方公共団体に職員を派遣し、また、広域的な災害廃棄物の処理に関する地方公共団体間の調整を行うほか、国が市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定める東日本大震災により生じた廃棄物の処理の特例に関する法律案を平成二十三年七月に国会に提出したところであり、これらの取組により、災害廃棄物処理が更に進むよう努力してまいりたい。

平成二十三年七月二十二日提出
質 問 第 三 四 六 号

尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長に対する檢察審査会の議決に関する再質問主意書

提出者 浅野 貴博

尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長に対する檢察審査会の議決に関する再質問主意書

昨年九月七日、尖閣諸島周辺に侵入した中国漁船が、我が国の海上保安庁巡視船に衝突する事件が起きた。右を受け、同月八日、石垣海上保安部は同漁船の詹其雄船長を公務執行妨害の容疑で逮捕したもの、同月二十四日、那覇地方検察庁の鈴木亨次席検事は、その詹船長を処分保留として釈放することを発表した。詹船長は翌二十五日午前一時半過ぎに釈放され、中国政府のチャーター機で帰国した。右につき、那覇檢察審査会は本年四月十八日、「不起訴は不当で、起訴を相当とする」との議決（以下、「議決一」という。）をした。右につき、「前回答弁書」（内閣衆質一七七第一八四号）では「檢察審査会法（昭和二十三年法律第四百十七号）第三条において『檢察審査会は、独立してその職権を行う。』と規定されているところ、お尋ねは、檢察審査会の判断についての評価を問うものであり、政府として答弁することは差し控えた。」との答弁がなされている。また同審査会は七月二十一日、詹船長に対し、強制起訴すべきとの議決（以下、「議決二」という。）を下した。右を踏まえ、再質問する。

一 「議決二」に対する政府の見解如何。

二 前回質問主意書で、「議決一」の後、中国側から我が国に対して何らかの意見が伝えられたという事実はあるか、また逆に、我が国から中国側に対して何らかの意見を伝えたという事実はあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「中国側からは、御指摘の『議決』に対する関心表明があつたが、日本側から、中国側に対して何らかの意見を伝えたという事実はない。」との答弁がなされている。右の「関心表明」とは具体的にどのようなものか。

三 二の「関心表明」は、中国側の誰から外務省の誰に対して、どこでどのようになされたものか。

四 二の「関心表明」の報告は、外務本省に対して公電での報告はなされているか。

五 「議決二」に関し、これまで中国側から二の「関心表明」のような、何らかの意見が伝えられたという事実はあるか。また逆に、我が国から中国側に対して何らかの意見を伝えたという事実はあるか。

六 国家の定義如何。

七 「議決二」並びに「議決二」も含め、檢察審査会が判断を下すことは、国家の行為に該当するか。

八 我が国において、政府内で日本国家の意向を対外的に代表し、伝える職責を負う機関はどこか。右は、外務省であると理解して間違いはないか。

九 外務省は中国側に対し、「議決二」を伝達する意志はあるか。

十 九であるのなら、いつそれを行う考えているのか。

十一 「議決二」が下されてから、実際に公判が開かれるには具体的にどのような手続きが必要であるのか説明されたい。起訴状の謄本が今後二カ月以内に被告人である詹船長に送達される必要があるものと承知するが、詳細な説明を求める。

十二 外務省として、実際に公判が開かれるよう、中国側への働きかけをはじめ、今後どのような対応をとっていく考えているのか、明確に説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七七第三四六号

平成二十三年八月二日

衆議院議長 横路 孝弘殿
内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長に対する檢察審査会の議決に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長に対する檢察審査会の議決に関する再質問に対する答弁書

一について

檢察審査会法(昭和二十三年法律第四百七十七号)第三条において「檢察審査会は、独立してその職権を行う。」と規定されているところ、お尋ねは、檢察審査会の判断についての評価を問うものであり、政府として答弁することは差し控えたい。

二から四までについて

お尋ねについては、在日中国大使館から外務省アジア大洋州局中国・モンゴル課に対し、御指摘の「議決二」に対する中国側としての関心の表明があったものであるが、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、先方との関係もあり、差し控えたい。

五について

中国側からは、御指摘の「議決二」に対する中国側の立場の申入れがあったが、これに対し日本側から、日本側の立場を伝えた。

六について

国家とは、国際法上、一般に、一定の領域においてその領域に在る住民を統治するための実効的政治権力を確立している主体とされている。

七について

お尋ねの「国家の行為」の意味するところが必ずしも明らかでないが、檢察審査会が行う檢察官の公訴を提起しない処分の可否の審査は、檢察審査会法により設けられた国の機関の行為である。

八について

お尋ねの「政府内で日本国家の意向を対外的に代表し、伝える職責を負う機関」の意味するところが必ずしも明らかでないが、外務省は、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国に関する政務の処理に関する事務等をつかさどるとされている。

九、十及び十二について

外務省としては、仮に、御指摘の「議決二」に基づき関係当局が行う手続において協力を求められた場合には、適切に対応することとなる。

十一について

檢察審査会法第四十一条の六第一項に規定する起訴議決がされた場合には、同法第四十一条の七第三項の規定により、檢察審査会は、その認定した犯罪事実を記載した議決書の謄本を当該檢察審査会の所在地を管轄する地方裁判所に送付しなければならないとされ、同法第四十一条の九第一項の規定により、裁判所は、議決書の謄本の送付があったときは、起訴議決に係る事件について公訴の提起及びその維持に当たる者を弁護士の中から指定しなければならないと

され、同法第四十一条の十第一項の規定により、指定を受けた弁護士は、原則として、速やかに、起訴議決に係る事件について公訴を提起しなければならないとされている。

公訴の提起があったときは、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)第二百七十一条第一項の規定により、裁判所は、遅滞なく起訴状の謄本を被告人に送達しなければならないとされ、同条第二項の規定により、公訴の提起があった日から二か月以内に起訴状の謄本が送達されないときは、公訴の提起は、遡ってその効力を失うとされている。

平成二十三年七月二十五日提出
質問 第三四七号

我が国固有の領土である竹島で大韓航空機が示威飛行を行ったことに対する政府の対応に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

我が国固有の領土である竹島で大韓航空機が示威飛行を行ったことに対する政府の対応に関する質問主意書

本年六月十六日、韓国の大韓航空機が我が国固有の領土である竹島の上空で示威飛行を行った。右に対し、政府、外務省は、七月十八日より一カ月の間、公務で大韓航空の飛行機を利用しない旨の通告(以下、「通告」という。)を出している。右を踏まえ、質問する。

一 「通告」は外務省職員に対してのみ適用され、他府省庁の職員はその対象外であると承知するが、確認を求める。

二 「通告」が出された後、外務省職員以外の他府省庁の職員が、「通告」に反する形で大韓航空機を利用した事例はあるか。

三 政府として、外務省職員に対してのみ「通告」を出した理由は何か。

四 ロシアの国営ラジオ「ロシアの声」HPが、七月十九日付けで次の文章を掲載している。

「日本外務省の職員全員による、一ヶ月にわたる大韓航空機の利用自粛措置が十八日から始まった。日本はこのような形で、日本と韓国が領有権を主張している竹島(韓国名:独島)上空を大韓航空機A三八〇型機が二時間にわたってデモ飛行したことに抗議している。この日本の措置による経済的打撃を深刻に危惧する者は誰もいない。日本の外交官らは通常、自国の航空公司を利用してはいる。仮に、日本人が愛国的行動によって大韓航空を一ヶ月利用しなかったとしても、これが大韓航空に深刻な損失を与えるとは考え難い。

一方で韓国はすでに、日本外務省の措置に対して激しい抗議を表明した。政治学者のセルゲイ・アフイノゲノフ氏は、無人島「竹島」を巡る古くからの領土問題によって、新たな外交スキャンダルが発生していると述べ、次のように語った――「問題は、島には誰も住んでいないことにある。なお、島の一つには、韓国の警備隊

が駐留している建物がある。島の価値は、資源にある。多くの魚が生息しているほか、ガスハイドレート層が存在しているという情報もある。その規模については、調査が始まっているので、現在は明らかではない。』

韓国は、自国の領有権を主張するために、島の開発計画を発表した。島から約一キロの場所に、気象や環境の研究、同地域地震情報などを提供する科学調査施設が設置される。日本側は、これらの計画を受け入れられないとしたが、状況に影響を及ぼすような効果的な対策は日本側にはない。仮に、韓国との領土問題で日本が何かを失った場合には、ロシアや中国など、領土問題を抱えている北東アジアの隣国に対して、日本側の要求が高まる可能性もある。

日本で隣国との領土問題に関する論争が著しく高まっているのは、偶然ではない。日本で発生した自然・技術災害は、日本指導部が抱える多くの弱さを露呈した。菅首相の支持率は下がり、世論は首相の退陣を求めている。民主党内の緊張も高まっており、多くの党員が首相の退陣を支持している。これを背景に、内政問題から国民の感情をそらし、ある外部の敵に対して国民を団結させようとする試みがなされている。」

五 「ロシアの声」はロシア国営のものであり、そこで披露されている見解は、ロシア政府の見解

であると理解して良いものである。その中で、四で挙げたように、「通達」を始めとする今回の政府の対応について、「内政問題から国民の感情をそらし、ある外部の敵に対して国民を団結させようとする試みがなされている。」とする記述があるということは、ロシア政府がそのような見解を有していることを表しているものと考ええる。「通達」を始めとする今回の政府の対応が、我が国の国家主権の問題に対して、政府が断固たる対応をとったということではなく、国民感情を国外の「共通の敵」に対して向け、団結を深めるという見方をされてしまうことは、我が国の国益を害することであると考えるが、政府、特に外務省の見解如何。

六 四と五で触れたように、「通達」を始めとする今回の政府の対応について、このような見方がされるのは、「通達」の対象が外務省職員のみで全政府職員を対象としていないという、政府の中途半端な姿勢に理由があるのではないのか。政府として、我が国の国家主権が関わる問題に毅然と対応するというのなら、「通達」を外務省職員だけでなく、他の府省庁職員も含め、全政府職員に適用させるべきではないのか。

七 政府として、「通達」を今後全政府職員に適用させる考えはあるか。ないのなら、その理由を説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七七第三四七号

平成二十三年八月二日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出我が国固有の領土である竹島で大韓航空機が示威飛行を行ったことに対する政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出我が国固有の領土である竹島で大韓航空機が示威飛行を行ったことに対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

一及び二について

外務省は、平成二十三年七月十八日から一か月間、外務省職員による公務のための大韓航空機への搭乗を自粛する措置を行っている。外務省以外の府省庁の職員については、本件措置の対象ではないことから、「通達」に反する形で大韓航空機を利用した事例はないと考える。

三、六及び七について

竹島問題に係る対応については、外務省が中心となっており、今回の大韓航空機への搭乗を自粛する措置についても、外務省において行うこととしたものである。現時点では、他の府省庁において大韓航空機への搭乗を自粛する措置を行うことは考えていない。

四について

外務省として、御指摘のホームページに掲載された文章について承知している。

五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、竹島は我が国固有の領土であり、政府としては、今後とも、我が国の断固とした姿勢を示しつつ、同時に竹島問題の平和的な解決を図るため、粘り強い外交努力を行っていく考えである。

平成二十三年七月二十五日提出
質問 第三四八号

液化化被害に対する国の支援に関する質問
意書

提出者 木村 太郎

液化化被害に対する国の支援に関する質問
主意書

先の報道によると、東日本大震災で、液化化現象による住宅などの被害は、東北三県以外の関東六都県六十三市区町に及んでおり、約二万三千七百戸に上ることが分かった。政府は五月、被災者生活再建支援法に基づく支援金給付対象となる被災世帯を拡大したものの、全壊の戸数の少ない地区では対象とならず、その支援については限定的と言わざるを得ない。中には土地の隆起や陥没により、家屋が傾いた修理に高額補修費を必要とする場合、更に行政が造成した土地ということを知る

じて買ったが、この状態では建て直しや売却すること困難な世帯もある。また自治体の努力によつて独自の支援金を支給しているところもあると聞くが、可能な限り対象以外の世帯に対しての支援措置については公平に講じることが重要と考える。

尚、液状化現象は、日本ではこれまでの被害で最大と言われており、国及び自治体は一体となつて、軟弱地盤の土地における特定作業や地盤改良などの対策を早急に進める必要がある。

従つて、次の事項について質問する。

一 政府の被災者生活再建支援制度の概要を見ると、支援金の支給額について加算支援金を含めても最大三百万円となっているが、被災者が満足する適切な金額と評価しているのか、管内閣の見解如何。

二 一に關連し、被災世帯を拡大したものの、その支援については限定的と言わざるを得ない。対象外である全壊の戸数の少ない地区に、国としてどのような対応をしていくのか、管内閣の見解如何。

三 一と二に關連し、土地の隆起や陥没により、家屋が傾いた修理に高額補修費を必要とする場合、更に行政が造成した土地ということを感じて買ったが、この状態では建て直しや売却することも困難な世帯に、国としてどのような対応をしていくのか、管内閣の見解如何。

四 一と三に關連し、今回の液状化現象は、日本

ではこれまでの被害で最大と言われており、国及び自治体は一体となつて、軟弱地盤の土地における特定作業や地盤改良などの対策を早急に進めるべきと考えるが、国として今後どのように効果的な対策を講じていくのか、管内閣の具体的見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七七第三四八号

平成二十三年八月二日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出液状化被害に対する国の支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出液状化被害に対する国の支援に関する質問に対する答弁書

一について

被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）に基づく被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の額については、被災した世帯の自立した生活の再建を側面的に支援するという考え方の下、適切な範囲であるものとして設定しているものである。

二について

支援金は、被災した地方公共団体のみでは対応が困難な一定の規模以上の被害が発生した場

合に、都道府県の相互扶助及び国による財政援助により被災した世帯の生活の再建を支援するものであり、お尋ねのような場合については、被災した地方公共団体による支援が期待されるところである。

三及び四について

東日本大震災による液状化被害については、支援金の支給の対象となる被災世帯の要件である住家の被害の認定に関して本年五月に被害の実態に即した運用の見直しを行ったところであり、また、関係学会とも連携しながら、被害の特性の把握や液状化発生メカニズムの確認、解析等を行い、各種の公共施設等に共通する技術的事項についての調査分析を進めているところである。お尋ねの点については、被災地域の要望等を踏まえつつ、必要な措置の具体的内容について検討してまいりたい。

（答弁通知書受領）

一、去る二日、内閣から、衆議院議員小野寺五典君提出原子力協定締結に関する管内閣の姿勢に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成二十三年八月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（第百七十四回国会内閣提出第百七十六回国会衆議院送付）

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条の五により送付する。

平成二十三年七月二十九日

参議院議長 西岡 武夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

（小字及び一は修正）

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（国民年金法の一部改正）

第一条 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一号）の一部を次のように改正する。

第百二十八条第五項中「その業務の下に」（加入員又は加入員であつた者に年金又は一時金の支給を行うために必要となるその者に関する情報の収集、整理又は分析を含む。）を加える。

第百三十七条の十五第二項第二号中「基金」を「第百二十八条第五項の規定による委託を受けて基金の業務の一部を行うことその他基金」に改める。

附則第五条に次の二項を加える。

12 第一項の規定による被保険者（同項第二号

平成二十三年八月四日 衆議院會議録第三十七号

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案及び
同報告書

に掲げる者に限る。次項において同じ。は、
第百十六條第一項及び第二項並びに第百二十
七條第一項の規定の適用については、第一号
被保険者とみなす。

13 第一項の規定による被保険者が中途脱退者
であつて再びもとの基金の加入員となつた場
合における第百三十條第二項(第百三十七條
の十七第五項において準用する場合を除く。)
及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭
和六十年法律第三十四号。以下この項及び附
則第七條の三第五項において「昭和六十年改
正法」という。)附則第三十四條第四項第一号
の規定の適用については、第百三十條第二項
中「当該基金の加入員であつた期間」とある
のは「当該基金の加入員であつた期間であつ
て、連合会(第百三十七條の二の五に規定す
る連合会をいう。)がその支給に関する義務を
負つてゐる年金又は一時金の額の計算の基礎
となる期間を除いたもの」と、昭和六十年改
正法附則第三十四條第四項第一号中「同法第
百三十條第二項に規定する加入員期間をい
う。以下この号において同じ」とあるのは「同
法附則第五條第十三項の規定により読み替え
て適用する同法第百三十條第二項に規定する
加入員期間をいう」と、「加入員期間の月数」
とあるのは「加入員であつた期間の月数」とす
る。この場合においては、第百三十七條の十
八の規定は、適用しない。

部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四
号)を「昭和六十年改正法」に改める。

附則第七條の三の次に次の一条を加える。

第七條の三の二 前條第一項の規定は、次の各
号のいずれかに該当する場合において、当該
各号に規定する被保険者期間については、適
用しない。

一 第三号被保険者としての被保険者期間
(保険料納付済期間(政令で定める期間を除
く。)に限る。以下この条において「対象第
三号被保険者期間」という。)を有する者の
当該対象第三号被保険者期間の一部につい
て、第三号被保険者としての被保険者期間
以外の期間として第十四條の規定により記
録した事項の訂正がなされた場合 当該第
三号被保険者としての被保険者期間以外の
期間に引き続く第三号被保険者としての被
保険者期間

二 対象第三号被保険者期間を有する者の当
該対象第三号被保険者期間の一部の期間
(以下この号において「対象一部第三号被保
険者期間」という。)におけるその者の配偶
者の被保険者期間が、直近の被用者年金各
法の被保険者、組合員又は加入者である期
間に引き続く他の被用者年金各法の被保険
者、組合員又は加入者である期間となつた
ことにより、当該対象一部第三号被保険者
期間について、保険料納付済期間でないも
のとして第十四條の規定により記録した事

項の訂正がなされた場合 当該訂正がなさ
れた第三号被保険者としての被保険者期間
(厚生年金保険法の一部改正)

第二條 厚生年金保険法 昭和二十九年法律第百
十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七條中「以下単に」を「第百三十八條第
五項を除き、以下単に」に改める。

第百三十條第五項中「その業務」の下に「加入
員又は加入員であつた者に年金たる給付又は一
時金たる給付の支給を行うために必要となるそ
の者に関する情報の収集、整理又は分析を含
む。」を加える。

第百三十八條第五項中「場合」の下に「(設立事
業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他
の設立事業所の事業主以外の事業主にその事業
の全部又は一部を承継させる場合その他の設立
事業所の減少に相当するものとして厚生労働省
令で定める事由が生じた場合を含む。)」を加え
る。

附則第三十三條第一項中「平成十七年四月一
日」を「平成二十三年四月一日」に改め、同條第
二項中「平成十七年四月一日」を「平成二十三年
四月一日」に、「三年」を「五年」に改める。

附則第三十四條第二項中「平成十七年四月一
日」を「平成二十三年四月一日」に、「三年」を「五
年」に改める。

附則第三十五條第一項ただし書中「十年」を
「十五年」に改める。

(確定給付企業年金法の一部改正)

第三條 確定給付企業年金法(平成十三年法律第
五十号)の一部を次のように改正する。

第四條第一号中「第七十八條第一項」の下に
「及び第三項」を加える。

第三十六條第二項第二号中「六十歳」を「前号
の規約で定める年齢」に改める。

第七十八條第三項中「場合」の下に「(実施事業
所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の
実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の
全部又は一部を承継させる場合その他の実施事
業所の減少に相当するものとして厚生労働省
令で定める事由が生じた場合を含む。)」を加え
る。

第九十三條中「その他の業務」の下に「(給付の
支給を行うために必要となる加入者等に関す
る情報の収集、整理又は分析を含む。)」を加え
る。

(確定拠出年金法の一部改正)

第四條 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十
八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一條」を「第二十一條の三」に、
「第四十九條」を「第四十八條の二」に、「第七十
三條」を「第七十三條・第七十三條の二」に改め
る。

第三条第一項中「使用される被用者年金被保険者等」の下に「(企業型年金に係る規約において第三項第六号の二に掲げる事項を定める場合にあっては、六十歳に達した日の前日において当該厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等であつた者で六十歳に達した日以後引き続き前条第六号に掲げる者であるもの(当該規約において定める六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達していない者に限る。)のうち政令で定める者を含む。以下この項において同じ。)」を加え、同条第三項第六号中「被用者年金被保険者等」の下に「(次号に掲げる事項を定める場合にあっては、第九条第一項ただし書の規定により企業型年金加入者となる者を含む。同項を除き、以下同じ。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

六の二 六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定める場合にあっては、当該年齢に関する事項

第三条第三項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 企業型年金加入者が掛金を拠出する場合にあっては、当該掛金(以下「企業型年金加入者掛金」という。)の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項

第四条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 六十歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めた場合にあっては、当該年齢は、六十五歳以下の年齢であること。

第四条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 前条第三項第七号の二に掲げる事項を定めた場合にあっては、各企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法が定められていること。

第九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、企業型年金規約で六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めたときは、六十歳に達した日の前日において当該実施事業所に使用される被用者年金被保険者等であつた者で六十歳に達した日以後引き続き当該実施事業所に使用される第二条第六号各号に掲げる者であるもの(当該一定の年齢に達していない者に限る。)のうち六十歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者その他政令で定める者についても企業型年金加入者とする。

第十一条第六号中「六十歳」の下に「(企業型年金規約において六十歳以上六十五歳以下の一定

の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているときは、当該年齢」を加える。

第十五条第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 企業型年金規約において六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められている企業型年金の六十歳以上の企業型年金加入者であつて、第十一条第二号に該当するに至つたことにより企業型年金加入者の資格を喪失したもの(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)

第十九条の見出しを「(事業主掛金及び企業型年金加入者掛金)」に改め、同条に次の二項を加える。

3 企業型年金加入者は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、企業型年金規約で定めるところにより、自ら掛金を拠出することができる。

4 企業型年金加入者掛金の額は、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者が決定し、又は変更する。

第二十条中「(係る事業主掛金の額)」の下に「(企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、事業主掛金の額と企業型

年金加入者掛金の額との合計額。以下この条において同じ。)」を、「有無」の下に「、厚生年金保険法第百三十二条第三項に規定する相当する水準」を加える。

第二章第三節中第二十一条の次に次の二条を加える。

(企業型年金加入者掛金の納付)

第二十一条の二 企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者は、毎月の企業型年金加入者掛金を翌月末日までに事業主を介して資産管理機関に納付するものとする。

2 前条第二項の規定は、事業主が企業型年金加入者掛金の納付を行う場合について準用する。

(企業型年金加入者掛金の源泉控除)

第二十一条の三 前条第一項の規定により企業型年金加入者掛金の納付を行う事業主は、当該企業型年金加入者に対して通貨をもつて給与を支払う場合においては、前月分の企業型年金加入者掛金(当該企業型年金加入者がその実施事業所に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の企業型年金加入者掛金)を給与から控除することができる。

2 事業主は、前項の規定によつて企業型年金加入者掛金を控除したときは、企業型年金加入者掛金の控除に関する計算書を作成し、そ

の控除額を当該企業型年金加入者に通知しなければならぬ。

第二十二条に次の一項を加える。

2 事業主は、前項の措置を講ずるに当たっては、継続的に実施するとともに、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、これを第二十五条第一項の運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するものとする。

第二十八条中「この款」の下に「及び第四十八条の二」を加える。

第二章第八節中第四十九条の前に次の四条を加える。

(情報収集等業務の委託)

第四十八条の二 事業主は、給付の支給を行うために必要となる企業型年金加入者等に関する情報の収集、整理又は分析の業務(運営管理業務を除く。以下「情報収集等業務」という。)の全部又は一部を、企業年金連合会(厚生年金保険法第四十九条第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。)に委託することができる。

(企業年金連合会の業務の特例)

第四十八条の三 企業年金連合会は、厚生年金保険法の規定による業務のほか、前条の規定による委託を受けて、情報収集等業務を行うことができる。

(区分経理)

第四十八条の四 企業年金連合会は、情報収集等業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

(厚生年金保険法の適用)

第四十八条の五 第四十八条の三の規定により企業年金連合会の情報収集等業務が行われる場合には、厚生年金保険法第百八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法第四十八条の三」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十三条第三項中「(平成十三年法律第八十八号)」を削る。

第五十四条第二項中「使用された期間」の下に「(当該企業型年金加入者が六十歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。)」を加える。

第五十四条の二第二項中「(厚生年金保険法第百四十九条第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。)」を削り、同条第二項中「使用された期間」の下に「(当該企業型年金加入者が六十歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。)」を加える。

第五十五条第二項第六号中「給付」の下に「(第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者(当該移換された日以後

に企業型年金加入者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者の資格を取得した者を除く。第七十三条の二において「連合会移換者」という。)に係る給付を含む。次条第一項第四号において同じ。)」を加える。

第三章第五節中第七十三条の次に次の一条を加える。

第七十三条の二 連合会移換者については、個人型年金加入者であつた者とみなして、前条(個人型年金の給付に係る部分に限る。)の規定を適用する。この場合において、同条中「同章第五節の規定」とあるのは、「同章第五節の規定(第三十三条の規定及び障害給付金に係る規定を除く。)」とする。

第百八条第三項中「(平成十三年法律第八十八号)」を削る。

附則第三条第一項中「該当する者」の下に「又は継続個人型年金運用指図者(企業型年金加入者の資格を喪失した後、企業型年金運用指図者又は個人型年金加入者の資格を取得することなく第六十四条第二項の申出をし(第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された後に当該申出をした場合を含む。)、かつ、継続して個人型年金運用指図者である者(当該申出をしたときから継続して第六十二条第一項各号に掲げる者に該当している者に限る。))であつて、当該申出をした日から起算して

二年を経過したものをいう。第六号において同じ。)であつて、第四号から第七号までのいずれにも該当するものを加え、同項第六号中「喪失した日」の下に「(継続個人型年金運用指図者にあつては、継続個人型年金運用指図者となつた日)」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、^{公布の日}平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国国民年金法附則第七條の三の次に一条を加える改正規定並びに附則第二条及び第六条の規定 公布の日

二 第四条中確定拠出年金法目次の改正規定(「第二十一条」を「第二十一条の三」に改める部分に限る。)、同法第三条第三項第七号の次に一号を加える改正規定、同法第四条第一項

第三号の次に一号を加える改正規定、同法第十九条及び第二十條の改正規定並びに同法第二章第三節中第二十一条の次に二條を加える改正規定並びに附則第八條の規定 平成二十四

四年一月一日

三 附則第七條の規定 平成二十五年一月一日

四 次條の規定 平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日

五四 第一条中国国民年金法附則第五條に二項を加

える改正規定及び同法附則第七条の三第五項の改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

六^五 第四条中確定拠出年金法目次の改正規定

〔第七十三条を第七十二条・第七十三条の二に改める部分に限る。〕、同法第三条第一

項の改正規定、同条第三項第六号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同法第四条第一項第二号の次に一号を加える改正規定、同法第九条第一項、第十一条第六号、第十五条第一項、第五十四条第二項、第五十四条の二第二項及び第五十五条第二項第六号の改正規定、同法第三章第五節中第七十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第三条第一項の改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(国民年金の保険料の納付の特例)

第二条 前条第四号に規定する政令で定める日から起算して三年を経過する日までの間において、国民年金の被保険者又は被保険者であった者(国民年金法による老齢基礎年金の受給権者を除く。)は、厚生労働大臣の承認を受け、その者の国民年金の被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間(承認の日の属する月前十年以内の期間で

あつて、当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅しているものに限る。)の各月につき、当該各月の国民年金の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額の国民年金の保険料(以下この条において「後納保険料」という。)を納付することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の承認を行うに際して、同項の承認を受けようとする者が納期限までに納付しなかつた国民年金の保険料であつてこれを徴収する権利が時効によつて消滅していないもの(以下この項において「滞納保険料」という。)の全部又は一部を納付していないときは、当該滞納保険料の納付を求めるものとする。

3 第一項の規定による後納保険料の納付は、先に経過した月の国民年金の保険料に係る後納保険料から順次に行うものとする。

4 第一項の規定により後納保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたものとみなす。

5 前項の場合における国民年金法第八十七条の二第二項の規定の適用については、同項中「第九十四条第四項」とあるのは、「第九十四条第四項又は国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律

第 号)附則第二条第四項」とする。

6 第一項の規定により後納保険料を納付した者に対する国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)附則第二条第一項の規定による納付が行われたことにより保険料納付済期間」とする。

7 第一項の規定による厚生労働大臣の承認の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法(平成十九年法律第九号)第二十三条第三項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)」と、同法第二十六条第二項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第一項第二号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「及び国民年金及び企業年金等による高齢期における

所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律附則第二条第七項に規定する権限に係る事務、国民年金法」と、同法第四十八条第一項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは国民年金及び企業年金等による高年齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

8 国民年金法第九十九条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の承認の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

9 第一項の規定による厚生労働大臣の承認の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

10 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

11 前各項に定めるもののほか、後納保険料の納付手続その他後納保険料の納付について必要な事項は、政令で定める。

(国民年金の第三号被保険者期間の特例に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の国民年金法附則第七条の三の二の規定は、^{この法律}附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に^{同法}同法附則第七条の三の二各号に規定する訂正に相当する訂正がなされた場合における当該訂正に係る第三号被保険

平成二十三年八月四日 衆議院會議録第三十七号

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案及び
同報告書

者としての被保険者期間についても、適用する。

(確定拠出年金の連合会移換者に関する経過措置)

第四条 第四条の規定による改正後の確定拠出年金法第五十五条第二項第六号に規定する連合会移換者が、附則第一条第六号に掲げる規定の施行前に既に七十歳に達している場合における第四条の規定による改正後の確定拠出年金法第七十三条の規定により読み替えて適用する同法第三十四条の規定の適用については、同条中「が前条の規定により老齢給付金の支給を請求することなく七十歳に達したときは」とあるのは、「について、国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)附則第一条第六号に掲げる規定が施行されたときは」とする。

(確定拠出年金法による脱退一時金に関する経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の確定拠出年金法附則第三条第一項の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行前に既に企業型年金加入者の資格を喪失している者(次項に規定する者を除く。)についても、適用する。

2 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の際現に第四条の規定による改正後の確定拠出年金法

附則第三条第一項に規定する継続個人型年金運用指図者である者であつて、同項第四号、第五号及び第七号に該当するものは、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から二年間は、同法第六十六条第三項に規定する個人型記録関連運営管理機関に、同法附則第三条第一項の脱退一時金の支給を請求することができる。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第四号口中「確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)」の下に「第三条第三項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金又は同法」を加える。

第三百十四条の二第一項第四号口中「確定拠出年金法」の下に「第三条第三項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金又は同法」を加える。

(所得税法の一部改正)

第八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十五条第二項第二号中「確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)」の下に「第三条第三項第七号の二(規約の承認)に規定する企業型

年金加入者掛金又は同法」を加える。

(住民基本台帳法の一部改正)

第九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八

十一号)の一部を次のように改正する。
別表第一中七十七の二の項を七十七の七の項とし、七十七の項の次に次のように加える。

七十七の二 企業年金連合会	厚生年金保険法による同法第一百五十九条第一項若しくは第二項の規定による年金である給付若しくは一時金の支給又は同条第六項の規定による同法第三十条第五項の情報の収集、整理若しくは分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の三 企業年金連合会	確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)による同法第九十三条の二第一項各号若しくは第二項第一号若しくは第二号に掲げる業務として行う年金である給付若しくは一時金の支給又は同条第三号に掲げる業務として行う同法第九十三条の情報の収集、整理若しくは分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の四 企業年金連合会	確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)による同法第四十八条の三の規定による同法第四十八条の二の情報の収集、整理又は分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の五 国民年金基金連合会	国民年金法による同法第三十七条の十五第一項の規定による年金である給付若しくは一時金の支給又は同条第二項第二号に掲げる業務として行う同法第二百二十八条第五項の情報の収集、整理若しくは分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の六 国民年金基金連合会	確定拠出年金法による同法第六十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の届出又は同法第七十三条において準用する同法第二章第五節の規定による年金である給付若しくは一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(第百七十四回国会閣法第四一号、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国民の高齢期における所得の確保を支援するため、徴収時効の過ぎた国民年金の保険料の納付を可能とするとともに、確定拠出年金の企業型年金加入者が自ら掛金を拠出できる仕組みの導入等企業年金制度等の改善の措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国民年金について、三年間の時限措置として、納期限から十年以内の期間であつて徴収時効の過ぎたものに係る後納保険料(当時の保険料額に政令で定める額を加算した額の保険料)を、本人の希望により納付することを可能とすること。

2 国民年金の任意加入被保険者のうち、国内に居住する六十歳以上六十五歳未満の者が国民年金基金に加入できるものとする。

3 六十歳以降も引き続き雇用される企業型確定拠出年金加入者について、六十歳以上六十五歳以下の年金規約で定める年齢まで引き続き加入者としてできるものとする。

4 企業型確定拠出年金について、加入者が自ら掛金を拠出できることとし、当該掛金を税

制上の所得控除の対象とすること。

5 積立金の額が代行給付に要する費用の額を下回っている厚生年金基金が解散する場合、返還すべき費用の分割納付等の特例を、五年間の時限措置として認めるものとする。

6 各企業年金等は、年金等の支給に必要な加入者等の情報の収集、整理又は分析の業務を企業年金連合会及び国民年金基金連合会に委託することができるものとし、企業年金連合会等は住民基本台帳ネットワークシステムを通じて情報収集等を行うことができるものとする。

7 この法律は、一部を除き、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

国民の高齢期における所得の確保を支援するため、徴収時効の過ぎた国民年金の保険料の納付を可能とするとともに、確定拠出年金の企業型年金加入者が自ら掛金を拠出できる仕組みの導入等企業年金制度等の改善の措置等を講じることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十三年八月三日

厚生労働委員長 牧 義夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

〔別紙〕

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 国民年金保険料の納付可能期間の延長を時限措置としたことに鑑み、事後納付の対象者や対象期間を分かりやすく説明し、できる限り多くの者が事後納付できるよう本措置を広報するとともに、本来、納期限までに保険料を納付することが原則であることを周知徹底すること。

二 低所得者に対する保険料免除制度の周知・勧奨のほか、保険料徴収対策等を徹底することにより、将来の無年金・低年金者の発生防止に万全を期すること。

三 責任準備金相当額の納付の猶予を受けている総合型の厚生年金基金について、設立事業所の事業主の一部が事業を廃止した場合の他の事業主の負担の在り方について、厚生年金本体に与える影響、事業主の事業継続の確保の観点等を踏まえつつ、検討すること。

四 第三号被保険者の記録不整合問題について、速やかに必要な対応策を講ずるとともに、記録不整合問題の再発防止策を徹底すること。

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号	独立行政法人国立印刷局
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 一、二五円 一、一〇円